

## 富山市空き家等利活用支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市空き家等利活用支援事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の目的)

第2条 市長は、空き家やその敷地の利活用を促進することで、住環境の改善や地域の活性化を図るため、自己所有地又は隣接地に存在する空き家の利活用等に係る経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 交付申請時において使用されておらず、かつ、今後も使用される見込みのない住宅または建築物をいう。ただし、事業用の建築物を除く。
- (2) 自己所有地 所有権により一体として使用することができる土地をいう。
- (3) 隣接地 自己所有地と2メートル以上接する民有地で、当該同一世帯に属する者の3親等内の親族が所有していないものをいう。
- (4) 狭小地 100平方メートル未満の敷地をいう。
- (5) 無接道地 自己所有地のみでは建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項又は第2項に規定する道路に2メートル以上接しない民有地をいう。
- (6) 居住誘導区域 富山市まちなか・公共交通沿線居住推進事業制度要綱第2条第1項第1号および同項第3号に掲げる区域をいう。
- (7) 子育て世帯 交付申請を行う年度の4月1日時点で満18歳未満の子を養育する世帯をいう。

### (交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税を滞納していないこと。
- (2) 国又は地方公共団体の他の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 建築基準法、都市計画法その他本市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者に該当しないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しないこと。また、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。
- (5) 前各号に掲げる者のほか、本補助金の交付をすることが不相当であると市長が認める者に該当しないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、個人が自己所有地又は隣接地に存在する空き家を改修して利活用するため又は当該空き家を除却することで当該土地を利活用するために行う事業で、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 自己所有地又は取得する隣接地に空き家が存在すること。
  - (2) 下記のいずれかに該当する隣接地を取得すること。
    - イ 狭小地又は無接道地である隣接地を取得することでそれらを解消し、150平方メートル以上の敷地とすること。
    - ロ 自己所有地が狭小地又は無接道地である場合に隣接地を取得することでそれらを解消し、150平方メートル以上の敷地とすること。
  - (3) 空き家を除却する場合は、次に掲げるいずれの要件も満たすこと。
    - イ 当該空き家に所有権以外の権利（賃借権を含む。）が設定されている場合、権利者全員から除却についての同意が得られていること。
    - ロ 当該空き家の敷地が都市計画法（昭和43年法律第100条）第29条に規定する開発行為の許可を要する開発区域に含まれるものでないこと。
  - (4) 空き家を改修する場合は、改修後の空き家が耐震基準に適合していること。
  - (5) 隣接地の取得後10年以上、自己所有地と取得した隣接地を一体として利活用すること。
- 2 前項の事業を行う場合の当該空き家又は当該土地の利活用については、補助金の交付を受ける年度内に開始するものとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助対象経費は、測量及び境界明示費用、登記費用並びに不動産取得に係る仲介手数料（第1号において「測量費等」という。）及び空き家の除却費用又は改修費用とし、補助金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 測量費等の場合 補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の2分の1とし、上限額は30万円とする。
  - (2) 空き家の除却費用又は改修費用の場合 補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の2分の1とし、上限額は50万円とする。
  - (3) 子育て世帯等に該当する者が居住誘導区域内で補助事業を行う場合は、前号に掲げる上限額に30万円を上乗せするものとする。
- 2 前項第1号及び第2号の規定に基づき算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の着手前に、富山市空き家等利活用支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第1に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 交付申請は、交付対象者1名及び同一建築物につき1回限りとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付を決定し、富山市空き家等利活用支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に富山市空き家等利活用支援事業補助金交付申請取下書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(申請事項の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、富山市空き家等利活用支援事業補助金変更交付(承認)申請書(様式第4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、富山市空き家等利活用支援事業補助金変更交付決定(承認)通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、遅滞なく、富山市空き家等利活用支援事業補助金実績報告書(様式第6号)に、別表第2に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、富山市空き家等利活用支援事業補助金額確定通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、規則第15条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、富山市空き家等利活用支援事業補助金取消決定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、規則第16条の規定により補助金の返還を命ずるときは、富山市空き家等利活用支援事業補助金返還命令書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた補助事業者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(補助金の経理)

第15条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておかななければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 交付申請書に添付する書類

	提出書類	内容
別紙1	提出書類一覧及び確認事項	申請者確認欄
別紙2	申請内訳書	補助事業の概要
添付 書類等	取得する隣接地及び自己所有地の位置図及び当該敷地内の配置図	方位、縮尺、寸法、敷地境界 敷地に接する道路の位置及び幅員
	取得する隣接地及び自己所有地の登記事項証明書 (原本)	
	自己所有地と取得する隣接地が隣接していることが わかる公図の写し(原本)	
	自己所有地と取得する隣接地が2m以上接している ことが分かる書類(現況写真等)	
	除却または利活用の対象となる空き家の登記事項証 明書等(原本)	未登記の場合は固定資産税課税台 帳または固定資産税課税明細書の 写し等所有者がわかるもの
	補助対象経費に係る見積書等の写し	補助対象経費の金額及び内訳がわ かるもの
	補助対象事業を実施する前の写真(全景)	当該敷地に空き家等があることが わかるもの
	納税証明書(原本)	申請者の富山市税の滞納がないこ とがわかるもの
	誓約書	
	◇関係権利者全員の同意書 (関係権利者がいる場合のみ)	※該当する場合のみ
	◇工事着工前の写真 ○除却する場合 建物の全景及び内部各室 ○改修する場合 改修する箇所全ての写真	※該当する場合のみ
その他市長が必要と認める書類	適宜	

別表第2 実績報告書に添付する書類

	提出書類	内容
別紙3	提出書類一覧及び確認事項	申請者確認欄
別紙4	事業実績書	事業の実施内容
添付書類等	補助対象経費に係る領収書の写し	補助対象事業に要した費用の支払いが確認できるもの
	補助対象経費に係る契約書の写し等	
	取得した隣接地の登記事項証明書(原本)	所有権の移転がわかるもの
	空き家の登記事項証明書の原本(原本)	建物を取得した場合は所有権の移転がわかるもの、建物を除却した場合は空き家の閉鎖事項証明書(改修で、所有者が交付申請時と同一の場合は提出不要)
	敷地求積図	事業実施後の敷地形状及び敷地面積がわかるもの
	事業実施前と実施後の比較ができる写真等	事業の実施が確認できるもの
	構造耐力上安全であることを示す書類 (昭和56年5月31日以前に着工した住宅を改修する場合のみ)	「富山市木造住宅耐震改修支援事業補助金額確定通知書」の写し(全体耐震改修工事の場合に限る)や耐震基準適合証明書等により耐震化が完了したことがわかるもの
その他市長が必要と認める書類		